

令和7年 1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )
地域名 (地域内農業集落名)	山富 ( 山富 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地は基盤整備が実施されており、ほぼ半数の農地を担い手が借受け主に水稻の作付けを行っている。個人農家においては後継者の問題があり、また、担い手においても経営状況により動向が変わる可能性があるため、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の栽培が主な作付けとなっており、今後、農地の集積などを進めると共に、農作業の効率化、多面的機能支払交付金を活用し、農業者だけでなく地域全体で持続的に農地を利用し、遊休農地化しないよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手が存在するようであれば、その担い手に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備をおこなってから、歳月が経過しており、農業施設の老朽化などの懸念があるなか、当面は多面的機能支払交付金などを利用し、農業インフラの維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の設置・点検体制の充実をめざす。